

平塚市国土強靱化地域計画

平塚市

令和4年2月

— 目 次 —

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 本市の地域特性及び災害想定	3
1 地域特性	3
2 災害想定	4
第3章 基本的な考え方	9
1 基本目標	9
2 事前に備えるべき目標	9
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	9
第4章 脆弱性評価と起きてはならない最悪の事態	11
1 脆弱性評価の考え方	11
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の想定	11
3 脆弱性評価の結果	13
第5章 強靱化の推進方針	14
1 施策ごとの推進方針	14
2 施策の重点化	48
第6章 計画の推進と見直し	49
1 計画の推進体制	49
2 計画の進捗管理	49
3 計画の見直し	49
（別紙1）強靱化に係る施策一覧	50
（別紙2）脆弱性評価の結果	54

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨

国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、大規模地震に備えるため、自助・共助・公助の視点をもって、ハード・ソフトの両面から対策を講じていく必要があります。

国は、平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

神奈川県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「神奈川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成29年3月に策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきました。

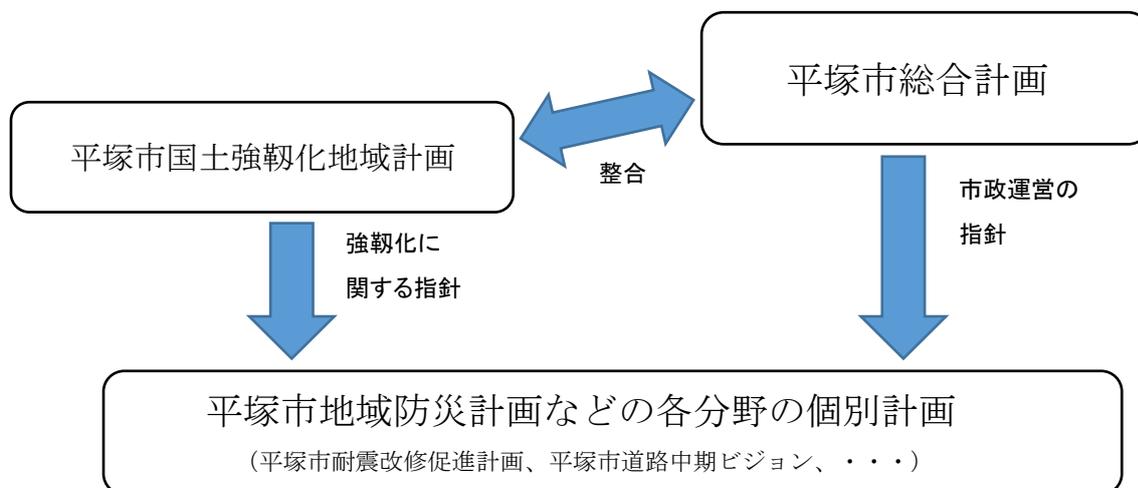
この間、過去の災害の教訓を踏まえ、「平塚市総合計画」や「平塚市地域防災計画」の見直しをはじめ、本市の防災・減災のための取組を強化してきたところですが、自然災害の頻発化・激甚化が指摘される中、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）や令和3年7月3日の大雨などにおいては、本市でも様々な被害が発生しました。

本市における自然災害に対する脆弱性を改めて見つめ直し、市域の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国・神奈川県全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、これまでの取組を更に加速していくことが重要です。

こうした基本認識のもと、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「平塚市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本市の市政運営の指針である「平塚市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「平塚市地域防災計画」や各分野別計画における本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置づけるものです。このことから、強靱化に関する各分野の個別計画については、それぞれの個別計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、本計画と整合を図るものとします。



3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度を始期とし、基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

第2章 本市の地域特性及び災害想定

1 地域特性

(1) 位置及び面積等

位置	東端 東経 139 度 22 分 32 秒
	南端 北緯 35 度 18 分 44 秒
	西端 東経 139 度 14 分 20 秒
	北端 北緯 35 度 24 分 14 秒
面積	約67.88 平方キロメートル
距離	東西 約12.45 キロメートル
	南北 約10.20 キロメートル
	周囲 約54.15 キロメートル
	海岸線延長 約4 キロメートル

(2) 地勢

本市は、神奈川県ほぼ中央にある相模平野の南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京から東海道本線を西下し約60分のところに位置し、東方は、相模川（馬入川）を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川（花水川）をはさんで大磯町に隣接しています。

市域は約4キロメートルの海岸線から西北に広がる扇型をなし、地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とこれを取り囲む形に北西部及び西部の台地及び丘陵地からなっています。

さらに、平野部は、海浜に形成された砂州・砂丘地帯からなる南部の海岸平野と、相模川水系及び金目川水系の河川によって形成された北部の河成平野とに大別されます。



平塚市と周辺の地形(国土地理院HPより抜粋し加工)

(3) 気 象

本市は、日本海流の影響をうけるため温暖な海洋性の気候です。

1～2月の寒冷期にあっても平均気温4～7度であり、冬も比較的温暖である一方、7～8月の盛夏期では平均気温25～27度で比較的涼しい気候です。

雨量は年間平均1,551ミリ程度で、季節的にみると、夏期多雨で、冬期の降水量は少なく、台風が本市に接近・上陸するのは、7月～9月が多い傾向にあります。

(4) 人 口

本市の人口は、2度のベビーブームや産業の発展等に伴う転入により増加を続けてきましたが、平成22年11月の26万863人をピークに減少傾向に転じており、令和4年1月1日現在では、25万7,631人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後はより死亡数が出生数を上回る自然減が大きくなることから、加速度的に人口減少が進み、2045年には約20万9,000人にまで減少するとされています。

2 災害想定

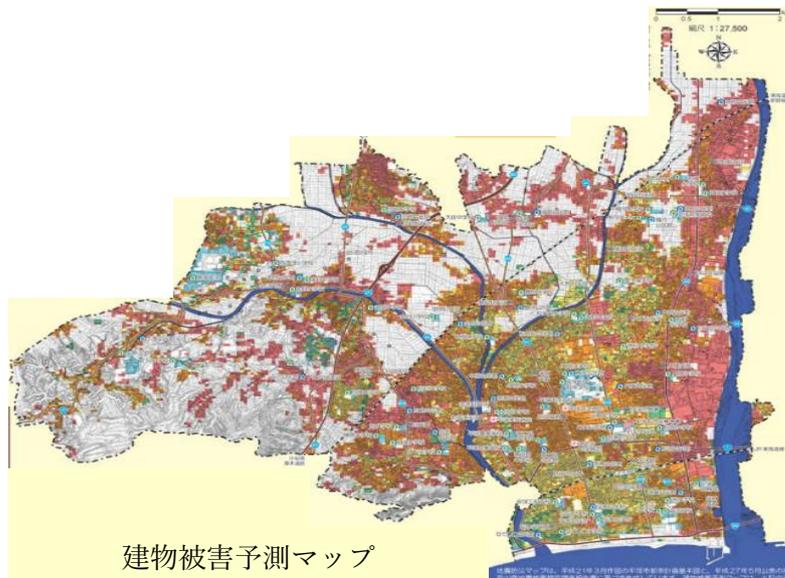
(1) 地 震

平成27年5月に県が公表した地震被害想定調査報告書では6種の想定地震と5種の参考地震が設定されています。

本市ではこれを基本として、本市の自然的・社会的特性等を考慮し、短期的対策推進の対象としての「都心南部直下地震」、長期的対策推進の対象としての「大正型関東地震」、最大クラスの津波に対応する津波避難対策推進の対象としての「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」及び「元禄関東地震タイプと国府津－松田断層帯の連動地震」、以上4種を地震災害想定として設定しています。

ア 地震被害想定

地震の振動による現行耐震基準を満たしていない建物などの損壊、使用中の火器からの失火や通電火災などによる建物の焼失等の物的被害、建物倒壊・火災による死傷者や、住家の損壊による避難者の発生などの人的被害が想定されるほか、電気や水道、公共交通機関といったライフラインの停止によって多くの市民及び本市への来訪中の方が影響を受けると考えられます。

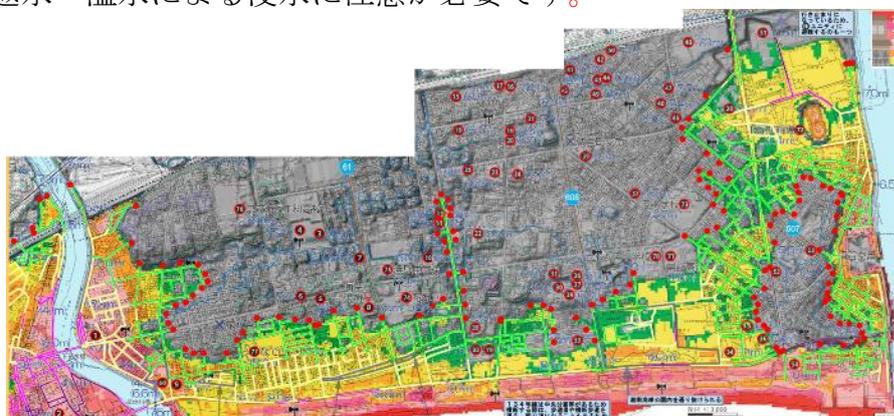


	都心南部直下地震	大正型関東地震
本市の震度	5強～6弱	6強～7
建物被害	4,900棟	36,610棟
焼失棟数	400棟	8,650棟
死傷者	1,030人	11,000人
避難者(最大)	9,750人	160,950人
停電	157,800軒	
断水人口	9,260人	250,310人
帰宅困難者	20,200人	

イ 津波想定

津波については、海岸線から直接上陸する流れの他、相模川、金目川を数キロにわたり遡上することが想定されます。

このため、河川堤防の状況等によっては、河口から離れた地域においても越水・溢水による浸水に注意が必要です。



津波ハザードマップを加工して作成した逃げ地図

(ア) 最大津波高

想定地震	最大津波高	最大波到達時間	地点
元禄関東地震タイプと国府津－松田断層帯の連動地震	9.6m	6分	平塚海岸 (平塚地区)

(イ) 最大浸水域

想定地震	最大浸水面積
相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	2.0km ²

ウ その他の被害想定

(ア) 液状化現象

水分を含んだ砂質土からなる地盤が、地震の振動により液体のようになり、地盤がその強さを失います。このことで建物が傾いたり、地盤が沈下したり、泥水が噴き出したりすることがあります。

本市では、西部丘陵地域を除く平地部の多くでこの液状化現象が想定されています。

(イ) がけ崩れ

本市北西部及び西部の丘陵地の地質は脆弱で、大規模な地震によって急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の恐れがあります。

市が災害想定とした4種の地震においては、いずれもがけ崩れによる10数棟～20数棟の家屋等の全・半壊が想定されています。

(2) 風水害

本市においては、公共下水道による雨水出水対策や道路の排水設備整備の充実等により、風水害による人的・物的被害等の減少に努めてきました。

そこで、被害等が大幅に減少した昭和60年以降、本市に影響を及ぼした令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）などの台風や令和3年7月3日の大雨などの集中豪雨を風水害想定として設定しています。

ア 洪水（河川氾濫）

本市は、東の相模川と西の金目川（花水川）水系の流域に位置するため、本市内だけでなくそれぞれの河川の上流域での降雨の影響により河川水位が上昇し、洪水が発生する危険があります。

北西部及び西部の丘陵地域以外の地域では広範囲にわたり浸水被害が想定され、地形起伏の影響により3m（2階の床面）以上の浸水や数日にわたる浸水の継続が懸念される箇所があるほか、河川流域の一部では、氾濫流や河岸浸食による家屋等の倒壊の危険もあります。



洪水ハザードマップ（金目川水系版）

イ 雨水出水（内水氾濫）

排水先河川の水位が上昇し雨水排水が河川に排出しにくくなる場合や、市内の降水量が排水路等の処理能力を超える場合など適切な排水が行えなくなると、排水路等から雨水等が溢れ浸水被害が発生する危険があります。

ウ 高潮

大雨の原因となる台風や低気圧が海岸部を通過すると、低い気圧による海面の上昇（吸い上げ）と風による海水の吹き寄せにより高く大きな波が発生し海岸に近い地域に浸水被害をもたらすことがあります。

また、高潮が河川を逆流して河川が氾濫することも考えられるので、海岸部だけでなく河川の下流部でも注意が必要です。

エ 土砂災害

（ア） がけ崩れ

本市北西部及び西部の丘陵地では、地質が脆弱なため、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の危険性が高い箇所があります。

大雨や長雨によって大量の雨水がこれらの土壤に浸透すると崩壊の危険性はさらに高まります。

(イ) 土石流

丘陵地に降った雨が沢に集まることによって強い流れとなり地表の石や土砂が一気に押し流されるもので、すさまじい勢いで建物や田畑などを押し流してしまいます。

沢の流れが倒木等でせき止められた天然ダムや丘陵の中腹以上の場所にあるため池などが決壊することなどで、強い雨が降ってなくても土石流が発生する場合があります。

第3章 基本的な考え方

本市の強靱化を推進するにあたり、国の基本計画に掲げる基本目標を踏まえつつ、本市の「基本目標」及び基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定めます。

1 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ被災前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

本市の強靱化を推進するにあたり、基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」や県地域計画における「強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、次に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討して取り組みます
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画に取り組みます
- ・地域の活力向上や技術開発、経済成長にも貢献するよう取り組みます

【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します
- ・「自助」「共助」「公助」の組み合わせにより、本市と市民が適切に連携及び役割分担して強靱化に貢献する対策を講じます
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します

【効率的な施策の推進】

- ・長期的な人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえて施策を推進します
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行います
- ・国土強靱化に貢献する技術開発や民間技術の活用、民間等の資金の獲得・活用に努めます

【地域の特性に応じた施策の推進】

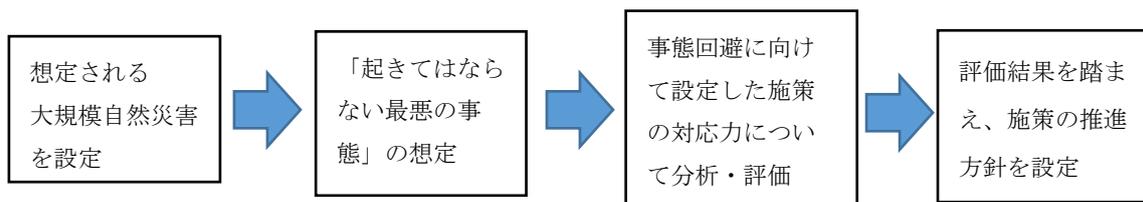
- ・コミュニティ機能を強化し、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します

第4章 脆弱性評価と起きてはならない最悪の事態

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図るうえで必要な対策を明らかにするため、大規模自然災害に対する脆弱性の評価は、重要です。

本市においても、国が示す評価手法等を参考に、脆弱性の分析・評価を実施しました。



2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の想定

本計画では、基本計画の45のリスクシナリオや県地域計画のリスクシナリオを参考に、本市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、次の33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定しました。

基本目標	1	人命の保護が最大限図られること	
	2	市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	
	3	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	
	4	迅速な復旧復興	
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	住家等の近傍における大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

②	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止 消防、警察、自衛隊、海保等の被災・来着の遅延による救助・救援活動等の絶対的不足 市の対応力を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 医療施設・関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による疾病・感染症等の大規模発生
③	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 3-2	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化 市職員・公共施設の被災による市行政機能の大幅な低下
④	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 4-2	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
⑤	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 5-2 5-3 5-4	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 エネルギー供給停止による市民生活・企業活動の維持への甚大な影響 緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 食料等の安定供給の停滞
⑥	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 上水道等の長期間にわたる供給停止 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 地域交通ネットワークの長期間にわたる分断 防災インフラの長期間にわたる機能不全
⑦	制御不能な複合災害・二次被害を発生させない	7-1	地震に伴う住宅密集地域での大規模火災等の発生による多数の死傷者の発生

		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、アンダーパス※の冠水や橋りょうの損傷等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農業生産基盤の被災
⑧	社会・経済が迅速かつ被災前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの策定の遅れにより復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等を原因とした広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	歴史的文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

※アンダーパス

交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺より低くなっている道路のこと。

3 脆弱性評価の結果

本市では、平塚市総合計画及び平塚市地域防災計画等における事前対策による取組を参考としながら、強靱化に貢献する施策について洗い出しを行いました。さらに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対して、不足している施策がないか検証するとともに、課題を抽出しました。

強靱化に係る施策一覧は、別紙1のとおり。

脆弱性評価の結果は、別紙2のとおり。

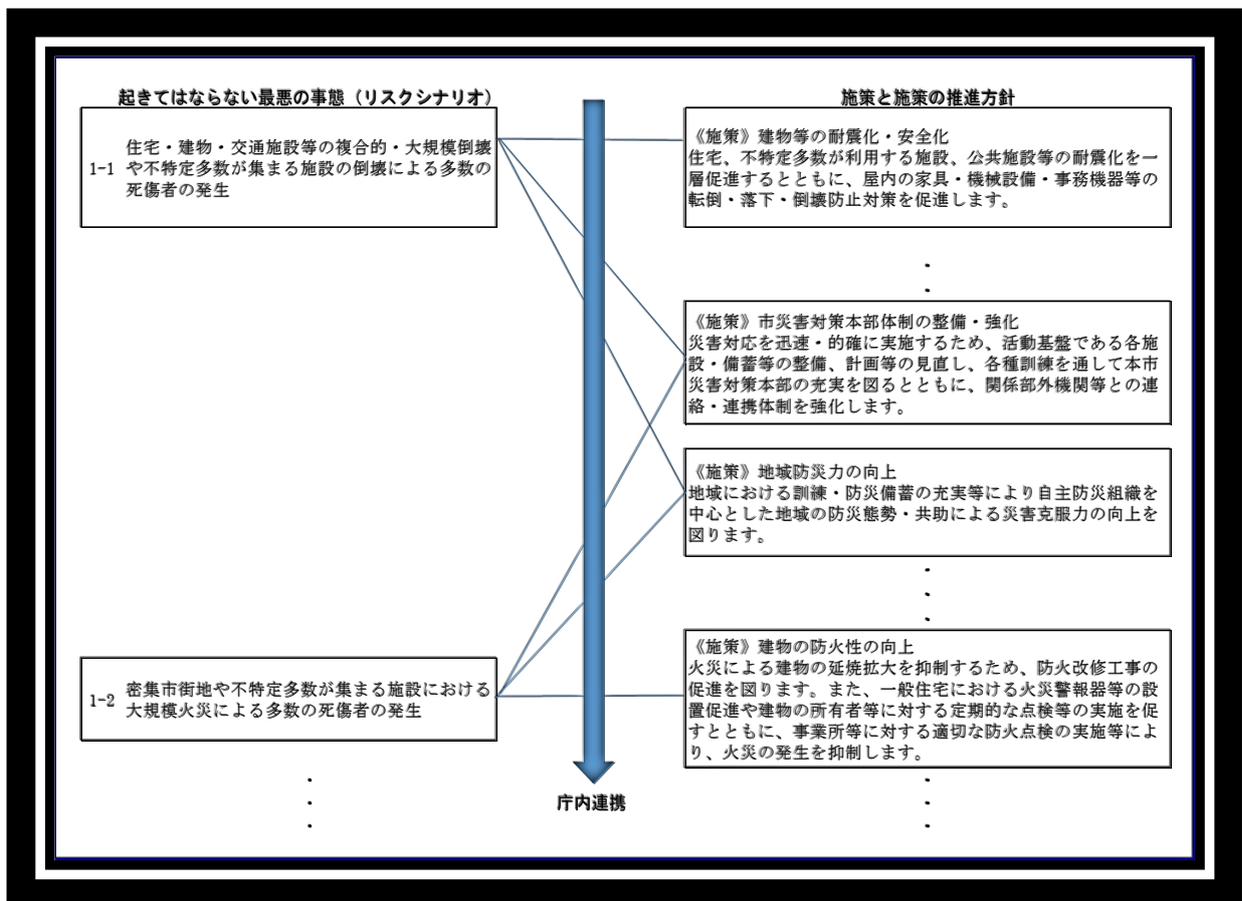
第5章 強靱化の推進方針

1 施策ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対して設定した施策ごとに推進方針を定めるとともに、これに基づく主な取組を位置づけます。

また、推進方針は、それぞれの起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の間で相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては、庁内の関係部局が適切な役割分担のもと連携を図ることで、その実効性や効率性を確保できるように努めることとします。

（施策の推進における庁内連携のイメージ）



(事前に備えるべき目標)

① 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

《施策ア》建物等の耐震化・安全化	
推進方針	住宅、不特定多数が利用する施設、公共施設等の耐震化を一層促進するとともに、屋内の家具・機械設備・事務機器等の転倒・落下・倒壊防止対策を促進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の所有者等に対して耐震化の意識啓発を図り、耐震改修工事や建替え等に対する補助をします。 【まちづくり政策部】 ・緊急輸送道路沿道の建物の耐震化や避難路の危険なブロック塀の撤去等を国・県と連携して進めます。 【まちづくり政策部】 ・家屋が倒壊しても一定の安全な空間を確保できる耐震シェルター設置に対する補助をします。 【まちづくり政策部】 ・地区の防災訓練や各種イベントなどに地震体験車を派遣して、地震体験を通じた家具の固定等の屋内安全化の重要性を啓発します。 【市長室】 ・大規模盛土造成宅地について、大規模盛土造成地マップの公表による宅地防災への意識啓発や、変動予測調査の実施に取り組み、必要に応じて防災区域の指定等を検討します。 【まちづくり政策部】 ・公共施設等の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設等については、安全性確保と長寿命化のため、改修工事を進めます。 【企画政策部、関係各部署】 ・公共施設の事務機器の固定、棚上の物品の落下防止等の屋内安全化に努めます。 【全部局】 ・不特定多数の者が利用する建物の所有者等に対して耐震化の意識啓発を図ります。 【まちづくり政策部】
関連計画	平塚市耐震改修促進計画

《施策イ》大規模地震等に対する地域の安全化	
推進方針	大規模地震等に対し、緊急輸送道路等の道路確保に向け、道路施設の計画的な点検や補修等により保全や耐震対策を進めるとともに、緊急輸送道路及び避難路等の沿道建物の耐震化や危険なブロック塀等の撤去等を促進し、地域全体、特に避難者の避難経路、物資の輸送経路等の安全化を図ります。また、建物等の倒壊により道路閉塞が発生した場合にも迅速に復旧できる態勢を確保します。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から道路パトロールの実施、路面下空洞調査等を含めた道路及び付属施設の保守点検、修繕工事など、道路の維持管理に努めます。 【土木部】 ・ 市指定緊急輸送道路補完道路や都市計画道路の整備を推進します。 【土木部】 ・ 緊急輸送道路等の機能確保、安心、安全な歩行空間の確保や新しいまちづくり等では、無電柱化を推進します。 【土木部】 ・ 橋りょうの点検・補修等を実施するとともに、地震による落橋を防止するため、落橋防止対策工事を実施します。 【土木部】 ・ 緊急輸送道路沿道の建物の耐震化や避難路の危険なブロック塀の撤去等を国・県と連携して進めます。 《再掲 1-1-ア》 ・ 狭あい道路の解消を推進します。 【土木部】 ・ 下水道の管きょ施設の地震対策について、新規整備事業や改築・更新事業（長寿命化事業）と連携して実施します。 【土木部】 ・ 国・県の道路管理者と連携した道路情報収集・情報共有体制を構築します。 【土木部】 ・ 避難経路、物資輸送路の迅速な道路啓開、安全化のため必要な市内土木・機材業者等との防災協定等を締結します。 【市長室】 ・ 市内備蓄品を定期的・計画的に見直して充実を図ります。 【市長室】 ・ 地域防災倉庫等の備蓄品の充実や地域の防災訓練の実施を支援するため、資機材購入等に対して助成します。 【市長室】
関連計画	<p>平塚市道路中期ビジョン</p> <p>平塚市幹線道路等舗装維持管理計画</p> <p>平塚市橋りょう長寿命化修繕計画</p> <p>平塚市橋りょう耐震化計画</p> <p>平塚市耐震改修促進計画</p>

《施策ウ》災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備	
推進方針	<p>災害による負傷者・要救助者の発生に備え、市消防の消防隊、救助隊、水難救助隊及び救急隊の着実な充実、消防団との連携力強化に取り組むとともに、防災備蓄の充実、自主防災組織等に対する備蓄資機材取扱訓練などを通じて共助による救助体制を確立し要救助者の安全かつ迅速な救出を図ります。また、緊急消防援助隊等の受援計画を熟知し、災害時における要請手続きが遅滞なく確実に行えるよう市災害対策本部の判断力向上と機能強化に取り組みます。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市消防における職員定数の適正化、教育訓練等人材育成の充実、消防施設・設備・装備等の計画的な更新、最新資機材の整備等により災害対応力の向上と消防防災体制の更なる充実強化を図ります。 【消防本部】

組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助活動の安全、確実かつ効果的な実現と被災地における迅速な情報収集等のためのドローンの運用体制等を整備するとともに、ヘリによる捜索等について県及び関係機関等と連携を図ります。 【市長室、消防本部】 ・災害現場での捜索・救出等に必要な市内土木・機材業者等との防災協定等を締結します。 【市長室】 ・市内備蓄品を定期的・計画的に見直して整備・更新して充実を図ります。 《再掲 1-1-イ》 ・地域防災倉庫等の備蓄品の充実や地域の防災訓練の実施を支援するため、資機材購入等に対して助成をします。 《再掲 1-1-イ》
関連計画	—

《施策エ》市災害対策本部体制の整備・強化	
推進方針	<p>災害対応を迅速・的確に実施するため、活動基盤である各施設・備蓄等の整備、計画等の見直し、各種訓練を通して本市災害対策本部の充実を図るとともに、関係部外機関等との連絡・連携体制を強化します。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設等については、安全性確保と長寿命化のため、改修工事を進めます。 《再掲 1-1-ア》 ・本庁舎等の主要施設に既設の非常用発電装置、ソーラーパネル等の維持・管理を適切に行うとともに、未設置施設においてはその役割・特性に応じた機器の設置・備蓄の必要性・可能性を検討します。 【総務部、市長室、各施設所管部局】 ・地域防災計画、災害対応マニュアル等を適宜見直し、充実を図ります。 【市長室、全部局】 ・災害対策本部対応力強化事業（各部班訓練、災害対策本部訓練等）、総合防災訓練等を計画的に実施します。 【市長室、全部局】 ・県関係部局、警察、自衛隊、国土交通省等と平時から業務連携を図り、共同訓練等を実施して災害対応の実効性を向上させます。 【市長室、全部局】
関連計画	—

《施策オ》地域防災力の向上	
推進方針	<p>地域における訓練・防災備蓄の充実等により自主防災組織を中心とした地域の防災態勢・共助による災害克服力の向上を図ります。</p>

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の会員等に対する研修会、避難所運営・機材取扱訓練等を実施して防災識能を付与し、地域の防災力の向上を図ります。 【市長室】 ・地域防災倉庫等の備蓄品の充実や地域の防災訓練の実施を支援するため、資機材購入等に対して助成します。 《再掲 1-1-イ》 ・地区防災計画（防災マニュアル）の策定を支援します。 【市長室】 ・避難行動要支援者支援制度の普及・啓発及び制度に基づく訓練等の実施により地域住民の共助意識の醸成を図ります。 【市長室、福祉部】
関連計画	—

《施策カ》市民の防災知識・意識の向上	
推進方針	ハザードマップ等の配布物、動画配信、地域・学校等の訓練支援などにより災害に対する本市の取組、個人・家庭での備え、対応行動等についての情報を提示して、児童・生徒等を含む一般市民の防災知識・意識の向上を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ハザードマップの全戸配布、平塚防災ガイドブックの作成・配架、動画共有サービスを活用した動画配信などにより、市民に対する防災知識の普及を図ります。 【市長室、消防署】 ・学校や保育所等における防災教育、防災（避難）訓練等を実施します。 【学校教育部、健康・こども部】 ・地域、学校、企業等の防災訓練・イベント等に対する、地震体験車・水消火器等の防災体験機材、職員等の派遣により参加者に対して防災意識を啓発して識能の向上を図ります。 【市長室、消防本部】
関連計画	—

《施策キ》学校・保育所等の防災対策	
推進方針	災害時に特に配慮を要する学校や保育所等に対し災害発生時においても、所要の安全を確保できるよう体制の整備を図ります。また、災害時に安全に避難できるように、通学路の安全性の向上を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設や保育所等の防災機能強化・長寿命化を推進します。また、民間保育所の施設整備や小規模修繕等にかかる経費の一部を助成します。 【学校教育部、健康・こども部】 ・学校や保育所等における防災教育、防災（避難）訓練等を実施します。 《再掲 1-1-カ》

	<ul style="list-style-type: none"> 学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等と連携して通学路の合同点検を実施するとともに、通学路の安全確保のために、道路環境を整備します。 <p style="text-align: right;">【学校教育部、まちづくり政策部、土木部】</p>
関連計画	平塚市学校施設の個別施設計画 平塚市公共施設等個別施設計画 平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編） 平塚市学校安全・防災計画（風水害等対策編） 平塚市通学路交通安全プログラム

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

《施策ア》建物の防火性の向上	
推進方針	火災による建物の延焼拡大を抑制するため、防火改修工事の促進を図ります。 また、一般住宅における火災警報器等の設置促進や建物の所有者等に対する定期的な点検等の実施を促すとともに、事業所等に対する適切な防火点検の実施等により、火災の発生を抑制します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅の耐震改修工事と併せて行う防火改修工事及び防火対策の促進を図ります。 【まちづくり政策部、消防本部】 建物、防火設備、消防用設備等の所有者等に対して、定期的な点検等を促します。 【まちづくり政策部】 住宅用火災警報器の設置を拡大するとともに、設置後概ね10年を過ぎた機器の点検・更新を推進します。 【消防本部】 事業所等に対する防火点検・指導を行います。 【消防本部】 一般家庭に対し感震ブレーカーの有償配布を継続します。 【市長室】
関連計画	平塚市耐震改修促進計画

《施策イ》火災に対する地域の安全化	
推進方針	市域の適切な開発・整備による消火困難地域の解消、広域避難場所の整備等により火災発生時の拡大化を抑制し、市民の生命の安全を確保します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 狭あい道路の解消を推進します。 《再掲 1-1-イ》 市指定緊急輸送道路補完道路や都市計画道路の整備を推進します。 《再掲 1-1-イ》

組	<ul style="list-style-type: none"> ・道路狭あい地区や住宅密集地等において、市民が消火栓を使用して消火活動ができるよう、消火用資機材及び収納箱を設置し、訓練等を実施します。 【消防本部】 ・広域避難場所について、再検討します。 【市長室】
関連計画	平塚市道路中期ビジョン

《施策ウ》市消防体制の強化	
推進方針	高機能消防通信指令システム、消防無線、消防車両等の適正管理及び更新を行うとともに、市消防及び消防団を主体としたより高度で効果的かつ持続可能な市消防体制を整備・強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市消防における職員定数の適正化、教育訓練等人材育成の充実、消防施設・設備・装備等の計画的な更新、最新資機材の整備等により災害対応力の向上と消防防災体制の更なる充実強化を図ります。 《再掲 1-1-ウ》 ・消防団の災害対応力の維持・増強を図るとともに、車両・装備等を適切に管理・更新します。 【消防本部】 ・街頭消火器、消防水利等の調査・点検により適切に管理します。 【消防本部】 ・自主防災組織や企業等が実施する消火訓練等に対し、職員の派遣、訓練機材等の貸し出し等により支援します。 【消防本部、市長室】
関連計画	—

《施策エ》市災害対策本部体制の整備・強化【再掲 1-1-エ】

《施策オ》地域防災力の向上【再掲 1-1-オ】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

《施策ア》津波防災施設等の整備	
推進方針	津波避難ビル等の防災・減災施設に加え、警報等を迅速に伝達する防災行政無線等の設備を整備して津波発生時の迅速な避難、安全の確保等を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県が管理する河川については流域市町と連携し、河川管理者へ河川の早期整備を要望します。 【土木部】

組	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等と連携を図り、大浜地区における防潮機能の強化に努めます。 【都市整備部】 ・新港における防潮堤の拡充や必要な基盤整備を行うことにより防潮機能の強化に努めます。 【産業振興部】 ・海岸エリアに新たに公園を開設する場合には、公園利用者のための避難施設を整備します。また、湘南ひらつかビーチパークの津波避難展望台を維持管理します。 【都市整備部】 ・既存の津波避難ビルの協定を継続するとともに、地域の状況に応じて新たな津波避難ビルの協定締結を検討します。 【市長室】 ・防災行政無線、津波フラッグによる情報伝達など警報等の伝達体制を整備します。 【市長室、都市整備部】 ・波力発電による海岸浸食防止等、産学公連携の新しい技術実証の実現に努めます。 【産業振興部】
関連計画	平塚市産業振興計画2024

- 《施策イ》災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備【再掲 1-1-ウ】
- 《施策ウ》市災害対策本部体制の整備・強化【再掲 1-1-エ】
- 《施策エ》市民の防災知識・意識の向上【再掲 1-1-カ】

《施策オ》海岸利用者に対する周知等	
推進方針	海岸利用者・海水浴客等に対する津波避難について周知を図り、円滑な避難行動に繋がります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する公園の津波情報盤等を更新・増設するとともに、県が管理する海岸等の津波情報盤の更新を要望して、海岸利用者に対し避難行動の周知態勢の整備を図ります。 【市長室、都市整備部】 ・利用者を含めた津波避難訓練を実施して避難行動・誘導等を訓練します。 【都市整備部、市長室】 ・津波浸水想定区域内から浸水想定区域外への避難を目的とした避難誘導標識を設置します。 【市長室】
関連計画	—

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

《施策ア》総合的な浸水対策の推進	
推進方針	自助・公助を効果的に組み合わせた総合的な浸水対策を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水排水施設、雨水調整池、浸透ます等を整備します。 【土木部】 ・ 市民による土のうの設置を支援するため、土のうステーションの整備を進めます。 【土木部】 ・ 各家庭の雨水貯留槽の設置に対して支援をします。 【土木部】 ・ 内水ハザードマップの改訂を進め、広く周知します。 【土木部】 ・ 国、県、近隣市町と連携を図り、流域治水協議会を通じて流域治水対策を進めます。 【土木部】
関連計画	平塚市総合浸水対策基本計画

《施策イ》河川の整備	
推進方針	河川のパトロールを実施し、必要に応じて河川改修等により治水機能の向上を図ります。併せて、国や県が管理する河川については、管理者へ継続して河川の整備に係る要望をします。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の安全性を確保するため、必要に応じて、河川改修等により治水機能の向上を図ります。 【土木部】 ・ 国や県が管理する河川については流域市町と連携し、河川管理者へ河川の早期整備を要望します。 《再掲 1-3-ア》
関連計画	—

《施策ウ》被害想定区域の建物等への対策	
推進方針	家屋倒壊等氾濫想定区域を主体に浸水想定区域の建物の所有者等に対し、浸水等リスクを改めて周知するとともに、想定区域内の施設等に被害軽減、迅速な救助等に必要な処置を促します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等による洪水時のリスク等を周知します。 【市長室】 ・ 都市計画法に基づき、関連法で規制されている区域内における開発行為を規制します。 【まちづくり政策部】

組	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、主要な公共施設等に止水板、土のう等を備蓄して被害の軽減、施設の機能の維持を図ります。 【市長室、各施設所管部局】 ・航空捜索・救助等に有効な公共施設等の屋上へリサイン設置に努めます。 【総務部、学校教育部、市民病院】 ・区域内に所在する要配慮者施設等に避難確保計画の作成及び訓練の実施を促し、実効性を確保します。 【市長室、福祉部、健康・こども部、学校教育部、市民病院】
関連計画	—

《施策エ》 災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備 【再掲 1-1-ウ】

《施策オ》 市災害対策本部体制の整備・強化 【再掲 1-1-エ】

《施策カ》 地域防災力の向上 【再掲 1-1-オ】

《施策キ》 市民の防災知識・意識の向上 【再掲 1-1-カ】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-5 住家等の近傍における大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

《施策ア》 急傾斜地等における砂防事業の推進	
推進方針	急傾斜地等に対する防災工事などの予防策を推進して、がけ崩れ等の土砂災害の発生を抑制します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険区域等に対する予防策を県と協調して実施します。 【市長室】
関連計画	—

《施策イ》 警戒区域等の建物等への対策	
推進方針	土砂災害警戒区域等内の建物の所有者等に対し土砂災害リスクを改めて周知するとともに、区域内の施設等に被害軽減、迅速な救助等に必要な処置を促します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等による土砂災害のリスク等を周知します。 【市長室】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づき、関連法で規制されている区域内における開発行為を規制します。 《再掲 1-4-ウ》 ・平塚市建築基準条例等に基づき、建て方や構造を規制します。 【まちづくり政策部】 ・区域内に所在する要配慮者施設等に避難確保計画の作成及び訓練の実施を促し、実効性を確保します。 《再掲 1-4-ウ》
関連計画	—

《施策ウ》 災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備【再掲 1-1-ウ】

《施策エ》 市災害対策本部体制の整備・強化【再掲 1-1-エ】

《施策オ》 地域防災力の向上【再掲 1-1-オ】

《施策カ》 市民の防災知識・意識の向上【再掲 1-1-カ】

(事前に備えるべき目標)

② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止

《施策ア》ライフラインの耐力強化	
推進方針	緊急輸送路等の通行空間を確保するとともに、必要物資・エネルギーなどは、主要供給路の遮断・途絶に備えて予備・迂回ルートの整備を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から道路パトロールの実施、路面下空洞調査等を含めた道路及び附属施設の保守点検、修繕工事など、道路の維持管理に努めます。《再掲 1-1-イ》 ・ 市指定緊急輸送道路補完道路や都市計画道路の整備を推進します。 《再掲 1-1-イ》 ・ 橋りょうの点検・補修等を実施するとともに、地震による落橋を防止するため、落橋防止対策工事を実施します。 《再掲 1-1-イ》 ・ 緊急輸送道路等の機能確保、安心、安全な歩行空間の確保や新しいまちづくり等では、無電柱化を推進します。 《再掲 1-1-イ》 ・ 緊急輸送道路等や市内、市外との移動・輸送経路の維持・復旧態勢を確立します。 【土木部】 ・ 緊急輸送道路沿道の建物の耐震化や避難路の危険なブロック塀の撤去等を国・県と連携して進めます。 《再掲 1-1-ア》
関連計画	平塚市道路中期ビジョン 平塚市幹線道路等舗装維持管理計画 平塚市橋りょう長寿命化修繕計画 平塚市橋りょう耐震化計画 平塚市耐震改修促進計画

《施策イ》生活必需品の備蓄・調達	
推進方針	市内各倉庫、指定避難所等における食料・燃料等の備蓄を計画的に実施するとともに、県との連携、市内業者等との災害時協定等により、災害時に必要となる物資等を被災者等に提供できる態勢を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災備蓄品を適切に管理して計画的に更新するとともに、他地域の災害時教訓等を参考に品目の見直し等を適宜行い、充実を図ります。 【市長室】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・物資調達・輸送調整等支援システム等を利用して、災害時の生活必需品等の調達に関する情報共有、連絡調整態勢を相互応援協定締結自治体・県・国等との間に構築して、必要物資を円滑に調達する体制（態勢）を構築します。 【市長室】 ・ライフライン関連指定地方公共機関、物流・輸送関連企業、市内小売業者等と協定を締結し、ライフライン・必要物資等の情報提供、調達・輸送等の支援を受けます。 【市長室】
関連計画	—

《施策ウ》一般家庭の災害耐力の向上	
推進方針	各家庭の備蓄品などについて推奨・周知して、各家庭においても一定程度のライフラインの途絶に備えられるよう啓発します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭等における備蓄に関して、飲料水、食料等に加え、カセットガス、ソーラー充電機等ライフライン関係物品等の備蓄を推奨します。 【市長室】
関連計画	—

《施策エ》ライフライン情報の適時の入手・広報	
推進方針	災害対応業務等を適切に実施するため、ライフライン関連機関等と連携を密にして正確な情報を入手するとともに、市民生活に必要な情報等を適宜広報して、市民の適切な災害対応行動に繋がります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン関連機関等との間に、平時からの連携、災害時協定の締結等により、本市が必要とする供給等に関する情報を適時入手できる体制を整備します。 【市長室】 ・市民の避難生活に必要なライフラインに関連する情報を適宜周知できるよう広報体制を整備します。 【市長室】 ・各ライフライン関係機関が独自に開設するホームページなどの障害・復旧情報について市民に周知して、市民が自ら主体的に情報収集できる態勢を整えます。 【市長室】
関連計画	—

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-2 消防、警察、自衛隊、海保等の被災・来着の遅延による救助・救援活動等の絶対的不足

《施策ア》 減災施策の推進	
推進方針	建物・道路等の各種災害に対する対策を進めることにより、負傷者・要救助者の発生を抑制するとともに、救助・救援活動部隊の円滑な行動、市外からの応援部隊・応援物資等の迅速な受入れを可能にして、救助・救援・医療活動態勢の早期充足を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化・防火性の向上、緊急輸送道路等の沿道建物の耐震化、危険なブロック塀等の撤去、道路の無電柱化など、地域の減災施策を着実に推進します。 【まちづくり政策部、消防本部、土木部】 ・平時からの緊急輸送路等の整備や復旧機材等の準備、土木・機材業者等との協定を締結するなど、市内活動のための経路及び市外からの広域応援の移動・輸送経路の維持・復旧態勢を確立します。 【土木部、市長室】
関連計画	平塚市耐震改修促進計画 平塚市道路中期ビジョン 平塚市幹線道路等舗装維持管理計画

《施策イ》 災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備 【再掲 1-1-ウ】

《施策ウ》 市災害対策本部体制の整備・強化 【再掲 1-1-エ】

《施策エ》 地域防災力の向上 【再掲 1-1-オ】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-3 市の対応力を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

《施策ア》 帰宅困難者関連施設の確保	
推進方針	確立された帰宅困難者対応方針に基づき、帰宅困難者一時滞在施設、帰宅支援ステーション等の関連施設を確保します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結施設との一時滞在施設運用に関する打ち合わせ、訓練等を実施します。 【市長室】 ・駅周辺の民間施設（会議室等）との一時滞在施設としての新たな協定締結の調整を進めます。 【市長室】 ・災害時に使用予定がない公共施設等を確認し、一時滞在施設等としての使用を検討します。 【市長室、社会教育部、各施設所管部局】

	<ul style="list-style-type: none"> ・主要経路沿いの小売商店、スーパー、コンビニエンスストア等との帰宅支援ステーション指定について、県等と調整します。 【市長室】
関連計画	—

《施策イ》帰宅困難者の抑制、行動のコントロール	
推進方針	市内事業所、県立・私立学校等からの職員・顧客、生徒等の一斉帰宅を抑制するとともに、徒歩帰宅者等に対する支援体制を整備して、徒歩帰宅者等による混乱・主要道路の交通阻害事態の防止を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市外通勤、通学者が所属する企業・学校等及び大規模集客施設に対し災害時の従業員・顧客、生徒等の一斉帰宅のリスクを啓発するとともに、平時から飲料水や食料等の備蓄に努めるよう促します。 【市長室、産業振興部】 ・徒歩帰宅者等に対する帰宅支援ステーションなど各種媒体による適切な情報提供体制を整備します。 【市長室】 ・広報車等による誘導體制を整備します。 【市長室、都市整備部】
関連計画	—

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-4 医療施設・関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《施策ア》災害時医療体制の整備	
推進方針	医師会等関係団体の協力を得た臨時救護所の開設運営、災害拠点病院である市民病院を中核とした市内医療機関の連携・協力体制を構築するとともに、個々の医療機関の機能を継続するため、災害時医療体制を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時救護所用備蓄資機材を計画的に整備・更新するとともに、医師会等関係団体と連携した開設・運営訓練を実施して、災害現場での第一線救護体制を整備します。 【市長室、健康・こども部】 ・平塚市医師会及び平塚中郡薬剤師会を通じた医薬品等の調達体制の整備、充実に努めます。 【市長室、健康・こども部】 ・臨時救護所と病院や、病院相互間の連絡・協力体制の整備に努めます。 【市長室、健康・こども部、市民病院】 ・市民病院において、災害時に災害拠点病院としての機能を発揮するため、災害対応施設の整備・維持とともに、地域住民も参加する実践的な災害対応訓

	<p>練等を実施します。 【市民病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前登録制度による潜在看護師等の活用について、検討します。 【健康・こども部】
関連計画	—

《施策イ》 広域応援等の確保	
推進方針	<p>県、日本赤十字社、医師会等と平時から連携を図り、DMAT等医療人材の応援の受け入れ、患者の広域医療搬送等の体制を整備するとともに、薬剤師会等の協力により市外からの医薬品等医療物資の調達を図ります。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ DMAT等の支援要請・受入体制を整備します。 【市民病院】 ・ 患者の陸路・空路での広域医療搬送体制を整備します。 【市民病院、消防本部】 ・ 医薬品、医療用器具、その他備品等の広域調達ルートを確立します。 【健康・こども部、市民病院】
関連計画	—

- 《施策ウ》 減災施策の推進 【再掲 2-2-ア】
- 《施策エ》 建物等の耐震化・安全化 【再掲 1-1-ア】
- 《施策オ》 大規模地震等に対する地域の安全化 【再掲 1-1-イ】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による疾病・感染症等の大規模発生

《施策ア》 被災地の防疫・衛生管理態勢の整備	
推進方針	<p>地域の消毒等の防疫処置、衛生資材等の配布などにより被災地域の環境悪化を抑制します。</p>
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水地域等の消毒、災害ごみ等の迅速な処理などの防疫処置を実施する体制を整備します。 【環境部】 ・ 遺体の適切な管理、火葬等の処置要領の確立、関連施設・資機材を整備します。 【福祉部】 ・ 生活用水の早期の配水のための給水車等の整備を検討します。 【市長室】 ・ 避難所、被災者等向けに消毒・除菌剤、携帯トイレ等の衛生資材を備蓄し

	て、必要に応じ適宜使用・配布できる体制を整備します。 【市長室】 ・指定避難所を中心に、マンホールトイレの整備や仮設トイレの調達体制を整備します。 【市長室、学校教育部】
関連計画	—

《施策イ》災害時医療体制の整備【再掲 2-4-ア】

《施策ウ》避難者の健康管理等	
推進方針	避難者に対する健康管理施策を実施して、傷病者の発生・重症化を抑制します。また、避難所だけでなく在宅避難者等への支援体制を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等による健康・メンタルヘルス等の巡回相談や栄養指導の体制を整備します。 【健康・こども部】 ・被災者に提供する炊き出しを早期に実施する体制を整備します。 【学校教育部】 ・避難所における感染症対策マニュアルを周知してきます。また、避難所が過密状態になることによる感染症拡大を防ぐため、親戚や知人宅等、他の避難先も検討することも周知していきます。 【市長室】 ・避難所における体調不良者への対応、病院・平塚保健福祉事務所との連絡・協力体制の確立、一時待機施設（部屋等）を確保します。 【学校教育部、健康・こども部、市民病院】 ・感染症軽症者（在宅療養者）等の避難先の確保、避難要領を確立します。 【市長室、健康・こども部】 ・在宅避難者等に対して、避難所と同等の支援を提供する体制を整備します。 【市長室、学校教育部】
関連計画	—

(事前に備えるべき目標)

③ 必要不可欠な行政機能を確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

《施策ア》地域コミュニティの充実強化	
推進方針	自治会や町内会等、様々な地域団体における交流や連携を促進させ、主体的な取組を支援し、人材の育成や、すそ野の拡大、団体の組織基盤の強化を図ります。
主な取組	・災害時の共助を有効に発揮するため、平時から自治会や町内会等の活動を通して地域住民の連携を促進します。 【市民部】
関連計画	—

《施策イ》地域防災力の向上【再掲 1-1-オ】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

3-2 市職員・公共施設の被災による市行政機能の大幅な低下

《施策ア》公共施設の防災機能の強化	
推進方針	災害対応業務及びその他の必要な行政業務を遂行するため必要な市役所の庁舎、その他の公共施設等の防災機能を強化して職員の安全、業務遂行の基盤を確保します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所各庁舎等の耐震化（建替え、補強工事等）の推進、防火・消火設備等の維持・整備、地下設備等に対する止水板の準備などにより、市役所等の公共施設の各種機能を継続させます。 【企画政策部、総務部、各施設所管部局】 ・本庁舎等の主要施設に既設の非常用発電装置、ソーラーパネル等の維持・管理を適切に行うとともに、未設置施設においてはその役割・特性に応じた機器の設置・備蓄の必要性・可能性を検討します。 《再掲 1-1-エ》 ・市役所各庁舎等において非常用発電設備（又は発電機）、各種燃料、業務用機器・消耗品、職員用飲料水・食料・衛生資材等の備蓄又は緊急調達ルートを確保して、災害時の業務遂行基盤を確保します。 【総務部】

	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な庁舎等が機能喪失した場合に備えて、代替施設を準備し、そこへの移転要領等を計画します。 【市長室、関係各課】
関連計画	—

《施策イ》非常時業務体制の整備	
推進方針	被災下の職員・施設等に制約がある中でも必要な業務を継続し、災害対応業務と並行して処置できるように計画・マニュアル等を整備するとともに、発災後を想定した業務訓練により非常時の業務体制を整備します。また、市外からの応援者を適切に受入れ、協力して業務を遂行するための受援体制についても併せて整備を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各部BCP、災害時業務マニュアル等を整備します。 【市長室、全部局】 ・災害緊急登庁訓練、災害対応業務訓練等の発災を想定した各種訓練の実施による災害時業務体制を整備します。 【市長室、全部局】 ・広域応援職員、災害ボランティア等の受入・配分、業務実施要領の検討など受援計画を逐次見直します。 【総務部、監査委員会事務局】
関連計画	平塚市災害時受援計画

《施策ウ》市災害対策本部体制の整備・強化【再掲 1-1-エ】

(事前に備えるべき目標)

④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

《施策ア》 災害用通信体制の整備	
推進方針	災害時、公共通信 (NTT東日本、携帯各社の通信) のアクセス集中時にも使用可能な防災用通信網を整備して非常時に必要な通信を確保します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携して神奈川県防災行政通信網 (衛星系) を整備して県及び他市町等との通信基盤を確保します。 【市長室】 ・ MCA無線*機を適切に整備・更新して、市内各所との連絡・情報共有手段を確保します。 【市長室、学校教育部】 ・ 関係職員等に対し、各種通信機器の取扱い操作、通話要領等の訓練を実施して、非常時の通信連絡態勢を確立します。 【市長室】 ・ 携帯メール、SNS等の活用体制を整備します。 【市長室】
関連計画	—

※MCA無線

移動局と基地局、又は移動局同士を移動無線センターの中継局を介して接続するシステムで、移動無線センターでは非常用発電機を備えた堅牢な中継局を全国で運用しているため、自動的に空きチャンネルを割り当てて、混信の無いクリアな音質の通信を提供している。

《施策イ》 公共施設の防災機能の強化【再掲 3-2-ア】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

《施策ア》 インターネット等を活用した情報発信体制の整備・周知	
推進方針	地上波テレビ・ラジオ放送を補完して、市民が必要とする災害情報等にアクセスできるよう、インターネット等を活用した情報発信体制を整備するとともに、受信方法を周知します。

主 な 取 組	・災害時避難所等になる市内主要施設にインターネットアクセスポイントを整備します。【学校教育部、企画政策部】 ・携帯メール、SNS、防災行政無線等を使用した情報発信体制を整備するとともに、受信方法を周知します。【市長室】
関連計画	—

《施策イ》災害用通信体制の整備【再掲 4-1-ア】

(事前に備えるべき目標)

⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

《施策ア》事業者の防災対策の促進	
推進方針	事業者の事業継続計画策定・点検・見直しに協力するとともに、事業者が実施する訓練に職員を派遣します。
主な取組	・事業者の事業継続計画の策定及びP D C Aサイクルによる点検・見直しについて、関係団体等と連携を図りながら、必要な情報提供等に努めます。 【産業振興部】 ・市内の事業所が防災訓練や消火訓練などを実施する際に、職員の派遣をします。 【市長室、消防本部】
関連計画	—

《施策イ》被災した中小企業等への経営支援	
推進方針	被災した中小企業等の早期復帰と経営の安定化を図るためのセーフティネット対策を推進します。
主な取組	・災害、取引先の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業等に経営の安定に必要な資金融資の円滑化を図るため、セーフティネット保証等の金融支援をします。 【産業振興部】
関連計画	平塚市産業振興計画2024

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-2 エネルギー供給停止による市民生活・企業活動の維持への甚大な影響

《施策ア》エネルギー供給事業者等との連携強化	
推進方針	エネルギー供給の長期途絶を回避するため、エネルギー供給事業者と市との連携体制を強化します。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の迅速な復旧を図るため、平時からの連絡会議や訓練を実施します。 【市長室】 ・協定の締結等により、ガソリンや液化石油ガス（LPガス）等、様々な形態の燃料確保に努めます。 【市長室】
関連計画	—

《施策イ》事業者の防災対策の促進【再掲 5-1-ア】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

5-3 緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

《施策ア》建物等の耐震化・安全化【再掲 1-1-ア】

《施策イ》大規模地震等に対する地域の安全化【再掲 1-1-イ】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

5-4 食料等の安定供給の停滞

《施策ア》農業の生産基盤や生産体制の強化

推進方針	耐震化などの防災・減災対策を含め、農道や農業水利施設などの生産基盤を整備することで、平時からの生産体制の強化を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産性向上のため、農道や農業用排水路を整備します。【産業振興部】 ・農業用水利施設の長寿命化及び機動的な防災減災対策を推進します。 【産業振興部】 ・農地の遊休化防止と解消に向けて、農地貸借のあっせんをします。 【農業委員会事務局】
関連計画	平塚農業振興地域整備計画書、平塚市都市農業振興基本計画

《施策イ》漁港施設の整備

推進方針	平塚漁港において、漁業活動の継続や安全性向上のため、漁業関連施設の整備を推進します。
------	--

主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港管理施設、漁船漁具保全施設、漁港厚生施設等を順次整備し、より安全で快適に利用できる漁港づくりを推進します。【産業振興部】 ・平塚漁港において、既存施設の長寿命化を計画的に推進していくことにより漁港機能の強化に努めます。【産業振興部】 ・水産物を安定・継続・効率的に供給していくため、卸売市場のあり方を検討します。【産業振興部】
関連計画	平塚漁港水産物供給基盤機能保全計画

《施策ウ》生活必需品の備蓄・調達【再掲 2-1-イ】

(事前に備えるべき目標)

⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-1 電力供給ネットワーク (発電電所、送配電設備) や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

《施策ア》事業者の防災対策の促進【再掲 5-1-ア】

《施策イ》エネルギー供給事業者等との連携強化【再掲 5-2-ア】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

《施策ア》給水活動に必要な資機材の整備

推進方針	水道水の長期間にわたる停止に備え、給水活動に必要な資機材を整備するとともに、関係機関との連携体制の強化を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none">・災害用指定配水池等からの水の搬送を確実に実施できるよう、訓練等を通じ、多数の関係機関との連携強化を図ります。 【市長室、市民部】・災害用指定配水池等から給配水が行えるよう、必要な資機材を整備します。 【市長室、市民部】
関連計画	—

《施策イ》エネルギー供給事業者等との連携強化【再掲 5-2-ア】

《施策ウ》生活必需品の備蓄・調達【再掲 2-1-イ】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

《施策ア》汚水処理施設等の耐震化等の推進

推進方針	管きょ施設やポンプ場施設の耐震化・耐水化・長寿命化を効率的に推進します。また、浄化槽の設置や適正な維持管理を促進します。
------	--

主な 取 組	・下水道の管きょ施設の地震対策について、新規整備事業や改築・更新事業（長寿命化事業）と連携して実施します。 《再掲 1-1-イ》
	・ポンプ施設の耐震化・耐水化を推進します。 【土木部】
	・減災対策として、仮設ポンプ、復旧資材を準備します。 【土木部】
	・浄化槽の設置や維持管理に対して、費用の一部を補助します。 【土木部】
関連計画	平塚市環境基本計画

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる分断

《施策ア》建物等の耐震化・安全化【再掲 1-1-ア】

《施策イ》大規模地震等に対する地域の安全化【再掲 1-1-イ】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

《施策ア》津波防災施設等の整備【再掲 1-3-ア】

《施策イ》漁港施設の整備【再掲 5-4-イ】

《施策ウ》河川の整備【再掲 1-4-イ】

(事前に備えるべき目標)

⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-1 地震に伴う住宅密集地域での大規模火災等の発生による多数の死傷者の発生

《施策ア》建物等の耐震化・安全化【再掲 1-1-ア】

《施策イ》建物の防火性の向上【再掲 1-2-ア】

《施策ウ》火災に対する地域の安全化【再掲 1-2-イ】

《施策エ》市消防体制の強化【再掲 1-2-ウ】

《施策オ》市災害対策本部体制の整備・強化【再掲 1-1-エ】

《施策カ》地域防災力の向上【再掲 1-1-オ】

《施策キ》応急危険度判定等の体制の整備

推進方針	県及び県内市町村と連携して、応急危険度判定士等の養成を推進するとともに、判定士の指揮・監督をする体制を整備し、判定活動を迅速かつ的確に実施します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する応急危険度判定士、判定コーディネーター及び被災宅地危険度判定士の養成講習会等に市職員を参加させるとともに、市内民間建築士の参加を促し、判定士の確保を図ります。 【まちづくり政策部】 ・ 「建物応急危険度判定行動マニュアル」等を定期的に見直すとともに、活動訓練を実施します。また、必要に応じて、判定資機材等の更新及び補充をします。 【まちづくり政策部】
関連計画	—

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、アンダーパスの冠水や橋りょうの損傷等による交通麻痺

《施策ア》道路・橋りょう等復旧体制の整備

推進方針	関係機関等と連携体制を構築して、道路等の損傷が発生した場合においても迅速に復旧を図ります。
主な	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県の道路管理者と連携した道路情報収集・情報共有体制を構築します。 【再掲 1-1-イ】

取組	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路、物資輸送路の迅速な道路啓開、安全化のため必要な市内土木・機材業者等との防災協定等を締結します。 《再掲 1-1-イ》 ・国土交通省TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、自衛隊等との連携体制を整備するとともに、道路等の被害状況の情報収集を行い、適宜関係機関へ情報提供します。 【土木部、市長室】
関連計画	—

《施策イ》建物等の耐震化・安全化【再掲 1-1-ア】

《施策ウ》大規模地震等に対する地域の安全化【再掲 1-1-イ】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生

《施策ア》既施設等管理・整備	
推進方針	既設のため池や防災インフラについては確実に管理します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理するため池について、定期的な点検、補修・強化等の整備をします。 【産業振興部】 ・国や県が管理する河川の堤防等の防災インフラについては、河川管理者へ河川の点検や補修・強化等の整備を要望します。 【土木部】
関連計画	—

《施策イ》二次災害の危険性に関する市民啓発	
推進方針	土砂災害、洪水等の既存のハザードマップに加え、ため池ハザードマップを整備するとともに、災害の直接被害の他に、二次災害の危険性についても市民に周知・啓発します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池ハザードマップを整備します。 【産業振興部】 ・ため池ハザードマップ及び二次災害の危険性を含めた災害対応を市民へ周知します。 【市長室】
関連計画	—

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

《施策ア》 有害物質等の確実な管理及び指導	
推進方針	事業所に対し、平時の化学物質の管理状況、流出事故等が発生した場合の応急措置、緊急連絡体制等について確認するとともに、事故の未然防止、発生後の被害拡大抑止に向けた啓発、指導を行います。また、危険物施設関係者等と連携して規制業務等の円滑な推進を図るとともに、危険物等の安全対策を確実に実施します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所の化学物質の使用、保管状況を市が適切に把握するため、条例で管理状況の報告が義務付けられている事業者に対し、定期的な報告を促します。また、環境汚染事故が発生した場合の応急措置の作業手順や緊急連絡体制の整備について事業者へ周知啓発を行い、意識の向上を図ります。 【環境部】 ・総務省や神奈川県、県下各消防本部等と連絡調整し、市内における危険物施設関係者や危険物安全協会等との緊密な災害予防体制を整え、規制業務等の円滑な推進を図ります。 【消防本部】 ・定期的に消防職員が管内の防火対象物や危険物施設等に対して、物や設備が消防法令に基づく基準に適合しているか検査します。 【消防本部】
関連計画	—

《施策イ》 アスベスト飛散防止の取組	
推進方針	労働安全衛生法、石綿障害予防規則等のアスベストの管理・飛散防止等に関連する法令等を周知して建物所有者の適切な管理を促し、アスベストの飛散の抑制・防止を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者等に対する関係法令等の周知・啓発を継続して、アスベスト使用建物等の適切な管理を促します。 【環境部】
関連計画	—

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-5 農業生産基盤の被災

《施策ア》 農業生産基盤の早期復旧	
推進方針	国や県などと連携しつつ、災害により損傷した農業生産基盤の早期復旧を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により損傷した農業用水路や農道などを早期に復旧します。 【産業振興部】 ・ 国や県が実施する農業復旧支援施策を周知するなどして、農地や農業用施設などの早期復旧を支援します。 【産業振興部】
関連計画	—

(事前に備えるべき目標)

⑧ 社会・経済が迅速かつ被災前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

《施策ア》 災害廃棄物の処理体制の整備	
推進方針	大量の災害廃棄物の発生に備え、最新の災害対応の事例等を踏まえて、災害廃棄物等処理計画を改訂します。また、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国の災害廃棄物対策指針及び県の災害廃棄物処理計画に基づき、市地域防災計画との整合を図りながら、受援体制の整備など、必要に応じて市災害廃棄物処理計画の見直しをします。 【環境部】 ・災害廃棄物の処理体制（仮置き場・輸送体制）を整備します。 【環境部】 ・市民及び事業所等に対し災害廃棄物の処分に関する情報の提供、助言、指導等を行います。 【環境部】
関連計画	—

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの策定の遅れにより復興できなくなる事態

《施策ア》 広域応援職員や災害ボランティア等の受入体制の確立	
推進方針	広域応援職員や災害ボランティア等を適切に受け入れる体制を整備するとともに、市社会福祉協議会と連携支援し、災害ボランティアや災害ボランティアコーディネーターの育成を支援します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援職員、災害ボランティア等の受入・配分、業務実施要領の検討など受援計画を逐次見直します。 《再掲 3-2-イ》 ・災害時ボランティアネットワークセンター運営において、災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの育成を推進するための場及び災害時の活動拠点の整備を推進するための支援をします。 【監査委員事務局】

	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練等を通して災害時ボランティアネットワークセンター運営マニュアル及び災害多言語支援センター運営マニュアルの検証をします。 <p style="text-align: right;">【監査委員事務局、市民部】</p>
関連計画	平塚市災害時受援計画

《施策イ》地籍調査の推進と計画的な土地利用	
推進方針	迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的情報の整備のため、地籍調査を推進するとともに、平時から土地区画整理事業や地区計画制度の導入により、計画的な土地利用を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定区域内から地籍調査（一筆地調査）を推進します。【土木部】 ・土地区画整理事業や地区計画制度を導入し、計画的な土地利用を進めます。 <p style="text-align: right;">【都市整備部、まちづくり政策部】</p>
関連計画	平塚市都市マスタープラン(第2次)別冊

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-3 広域地盤沈下等を原因とした広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

《施策ア》浸水被害長期化の抑制	
推進方針	河川の流域の関係者が協働して流域治水対策を進めるとともに、関係機関の早期の来着による排水活動等のため、連携体制を整備します。また、平時から地盤沈下の状況を調査するとともに、液状化の啓発を県と連携して行います。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、近隣市町と連携を図り、流域治水協議会を通じて流域治水対策を進めます。《再掲 1-4-ア》 ・国土交通省TEC-FORCE、自衛隊等との連携体制を整備するとともに、道路等の被害状況の情報収集を行い、適宜関係機関へ情報提供します。《再掲 7-2-ア》 ・平時から地盤沈下状況を把握するため精密水準測量調査を継続します。 <p style="text-align: right;">【環境部】</p> <p style="text-align: right;">【市長室】</p>
関連計画	—

《施策イ》地籍調査の推進	
推進方針	迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的情報を整備するため、地籍調査を推進します。
主な取組	・津波浸水想定区域内から地籍調査（一筆地調査）を推進します。 《再掲 8-2-イ》
関連計画	平塚市都市マスタープラン(第2次)別冊

《施策ウ》河川の整備【再掲 1-4-イ】

(起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）)

8-4 歴史的文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

《施策ア》文化財の防災対策の推進	
推進方針	災害から貴重な文化財を保護するため、訓練や防災に関する啓発など、文化財の防災対策を推進します。
主な取組	・「文化財防火デー」に合わせ、市民の貴重な財産を火災・震災・その他の災害から守るため消防訓練を実施します。【消防本部】 ・市の所有する文化財の保護対策を図るとともに、文化財保護に係る展示・発表会等のイベント時に、文化財の防災に関する啓発をします。 【社会教育部】
関連計画	—

《施策イ》地域コミュニティの充実強化【再掲 3-1-ア】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

《施策ア》被災者の生活再建支援	
推進方針	罹災証明書の発行や各種支援へ迅速に対応できる体制を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行や各種支援に迅速に対応できるよう、被災者台帳システムの適切な維持管理と運用訓練を実施します。 【市長室、総務部、消防署】 ・システムを活用した迅速な被害調査が実施できるようマニュアルを整備し、研修を実施します。 【総務部、市長室】 ・被災者生活再建支援法等の適用時に迅速に対応できるよう、マニュアルを整備し研修を実施します。 【福祉部】 ・被害調査や罹災証明書発行等を行うための他自治体等からの応援職員の受入体制を整備します。 【総務部】 ・仮設住宅用地の確保のため、県・市有地等の一時的な活用を検討します 【都市整備部】
関連計画	平塚市災害時受援計画

《施策イ》地籍調査の推進と計画的な土地利用【再掲 8-2-イ】

2 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先度に応じて、重点化しながら進める必要があります。

本計画では、「市民の生命」を最優先とし、「本市の役割の大きさ」「影響の大きさ」「緊急度」の視点で評価し、次のとおり重点化する施策を選定しました。

重点化する施策一覧	
《施策 1-1-ア》建物等の耐震化・安全化	※【再掲】あり
《施策 1-1-イ》大規模地震等に対する地域の安全化	※【再掲】あり
《施策 1-1-ウ》災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備	※【再掲】あり
《施策 1-1-エ》市災害対策本部体制の整備・強化	※【再掲】あり
《施策 1-1-オ》地域防災力の向上	※【再掲】あり
《施策 1-1-カ》市民の防災知識・意識の向上	※【再掲】あり
《施策 1-1-キ》学校・保育所等の防災対策	
《施策 1-2-ア》建物の防火性の向上	※【再掲】あり
《施策 1-2-イ》火災に対する地域の安全化	※【再掲】あり
《施策 1-2-ウ》市消防体制の強化	※【再掲】あり
《施策 1-3-ア》津波防災施設等の整備	※【再掲】あり
《施策 1-4-ア》総合的な浸水対策の推進	
《施策 1-4-イ》河川の整備	※【再掲】あり
《施策 1-5-ア》急傾斜地等における砂防事業の推進	
《施策 1-5-イ》警戒区域等の建物等への対策	
《施策 2-1-ア》ライフラインの耐力強化	
《施策 2-1-イ》生活必需品の備蓄・調達	※【再掲】あり
《施策 2-2-ア》減災施策の推進	※【再掲】あり
《施策 2-4-ア》災害時医療体制の整備	※【再掲】あり
《施策 2-4-イ》広域応援等の確保	
《施策 2-5-ア》被災地の防疫・衛生管理態勢の整備	
《施策 2-5-ウ》避難者の健康管理等	
《施策 5-4-イ》漁港施設の整備	※【再掲】あり
《施策 6-2-ア》給水活動に必要な資機材の整備	
《施策 6-3-ア》汚水処理施設等の耐震化等の推進	
《施策 7-4-ア》有害物質等の確実な管理及び指導	

第6章 計画の推進と見直し

1 計画の推進体制

本市の強靱化に向けては、全庁横断的な体制のもとで計画を推進していく必要があります。また、国、県、関係自治体、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力を進めることが非常に重要となっており、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めて、効果的に施策を実施していきます。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく取組は、総合計画の実施計画事業と重なる部分も多いことから、行政評価を通じて進捗管理をし、関連事業の進捗状況や各種取組の結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

また、本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する施策の取組状況や本市の施策の進捗状況等を考慮しつつ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

なお、本計画は、他の分野別計画における強靱化に関する指針として位置づけていることから、強靱化に関係する各分野の個別計画については、それぞれの個別計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、本計画と整合を図るものとしします。

また、第5章で設定した各施策に基づき実施する事業については、新規事業の位置づけなどを考慮して、毎年度更新することとしました。そのため、本計画とは別に、事業一覧を別冊として作成します。

(別紙 1) 強靱化に係る施策一覧

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		施 策
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	《施策ア》建物等の耐震化・安全化 《施策イ》大規模地震等に対する地域の安全化 《施策ウ》災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備 《施策エ》市災害対策本部体制の整備・強化 《施策オ》地域防災力の向上 《施策カ》市民の防災知識・意識の向上 《施策キ》学校・保育所等の防災対策
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	《施策ア》建物の防火性の向上 《施策イ》火災に対する地域の安全化 《施策ウ》市消防体制の強化 《施策エ》市災害対策本部体制の整備・強化 【再掲】 《施策オ》地域防災力の向上【再掲】
1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	《施策ア》津波防災施設等の整備 《施策イ》災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備【再掲】 《施策ウ》市災害対策本部体制の整備・強化 【再掲】 《施策エ》市民の防災知識・意識の向上 【再掲】 《施策オ》海岸利用者に対する周知等
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	《施策ア》総合的な浸水対策の推進 《施策イ》河川の整備 《施策ウ》被害想定区域の建物等への対策 《施策エ》災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備【再掲】 《施策オ》市災害対策本部体制の整備・強化 【再掲】 《施策カ》地域防災力の向上【再掲】 《施策キ》市民の防災知識・意識の向上 【再掲】
1-5	住家等の近傍における大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	《施策ア》急傾斜地等における砂防事業の推進 《施策イ》警戒区域等の建物等への対策

		<p>《施策ウ》災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備【再掲】</p> <p>《施策エ》市災害対策本部体制の整備・強化【再掲】</p> <p>《施策オ》地域防災力の向上【再掲】</p> <p>《施策カ》市民の防災知識・意識の向上【再掲】</p>
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止	<p>《施策ア》ライフラインの耐力強化</p> <p>《施策イ》生活必需品の備蓄・調達</p> <p>《施策ウ》一般家庭の災害耐力の向上</p> <p>《施策エ》ライフライン情報の適時の入手・広報</p>
2-2	消防、警察、自衛隊、海保等の被災・来着の遅延による救助・救援活動等の絶対的不足	<p>《施策ア》減災施策の推進</p> <p>《施策イ》災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備【再掲】</p> <p>《施策ウ》市災害対策本部体制の整備・強化【再掲】</p> <p>《施策エ》地域防災力の向上【再掲】</p>
2-3	市の対応力を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	<p>《施策ア》帰宅困難者関連施設の確保</p> <p>《施策イ》帰宅困難者の抑制、行動のコントロール</p>
2-4	医療施設・関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	<p>《施策ア》災害時医療体制の整備</p> <p>《施策イ》広域応援等の確保</p> <p>《施策ウ》減災施策の推進【再掲】</p> <p>《施策エ》建物等の耐震化・安全化【再掲】</p> <p>《施策オ》大規模地震等に対する地域の安全化【再掲】</p>
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による疾病・感染症等の大規模発生	<p>《施策ア》被災地の防疫・衛生管理態勢の整備</p> <p>《施策イ》災害時医療体制の整備【再掲】</p> <p>《施策ウ》避難者の健康管理等</p>
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化	<p>《施策ア》地域コミュニティの充実強化</p> <p>《施策イ》地域防災力の向上【再掲】</p>
3-2	市職員・公共施設の被災による市行政機能の大幅な低下	<p>《施策ア》公共施設の防災機能の強化</p> <p>《施策イ》非常時業務体制の整備</p> <p>《施策ウ》市災害対策本部体制の整備・強化【再掲】</p>
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	<p>《施策ア》災害用通信体制の整備</p> <p>《施策イ》公共施設の防災機能の強化【再掲】</p>

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	《施策ア》インターネット等を活用した情報発信体制の整備・周知 《施策イ》災害用通信体制の整備【再掲】
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	《施策ア》事業者の防災対策の促進 《施策イ》被災した中小企業等への経営支援
5-2	エネルギー供給停止による市民生活・企業活動の維持への甚大な影響	《施策ア》エネルギー供給事業者等との連携強化 《施策イ》事業者の防災対策の促進【再掲】
5-3	緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	《施策ア》建物等の耐震化・安全化【再掲】 《施策イ》大規模地震等に対する地域の安全化【再掲】
5-4	食料等の安定供給の停滞	《施策ア》農業の生産基盤や生産体制の強化 《施策イ》漁港施設の整備 《施策ウ》生活必需品の備蓄・調達【再掲】
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	《施策ア》事業者の防災対策の促進【再掲】 《施策イ》エネルギー供給事業者等との連携強化【再掲】
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	《施策ア》給水活動に必要な資機材の整備 《施策イ》エネルギー供給事業者等との連携強化【再掲】 《施策ウ》生活必需品の備蓄・調達【再掲】
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	《施策ア》汚水処理施設等の耐震化等の推進
6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる分断	《施策ア》建物等の耐震化・安全化【再掲】 《施策イ》大規模地震等に対する地域の安全化【再掲】
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	《施策ア》津波防災施設等の整備【再掲】 《施策イ》漁港施設の整備【再掲】 《施策ウ》河川の整備【再掲】
7-1	地震に伴う住宅密集地域での大規模火災等の発生による多数の死傷者の発生	《施策ア》建物等の耐震化・安全化【再掲】 《施策イ》建物の防火性の向上【再掲】 《施策ウ》火災に対する地域の安全化【再掲】 《施策エ》市消防体制の強化【再掲】 《施策オ》市災害対策本部体制の整備・強化【再掲】 《施策カ》地域防災力の向上【再掲】 《施策キ》応急危険度判定等の体制の整備

7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、アンダーパスの冠水や橋りょうの損傷等による交通麻痺	《施策ア》道路・橋りょう等復旧体制の整備 《施策イ》建物等の耐震化・安全化【再掲】 《施策ウ》大規模地震等に対する地域の安全化【再掲】
7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生	《施策ア》既設施設等の管理・整備 《施策イ》二次災害の危険性に関する市民啓発
7-4	有害物質の大規模拡散・流出	《施策ア》有害物質等の確実な管理及び指導 《施策イ》アスベスト飛散防止の取組
7-5	農業生産基盤の被災	《施策ア》農業生産基盤の早期復旧
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	《施策ア》災害廃棄物の処理体制の整備
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの策定の遅れにより復興できなくなる事態	《施策ア》広域応援職員や災害ボランティア等の受入体制の確立 《施策イ》地籍調査の推進と計画的な土地利用
8-3	広域地盤沈下等を原因とした広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	《施策ア》浸水被害長期化の抑制 《施策イ》地籍調査の推進 《施策ウ》河川の整備【再掲】
8-4	歴史的文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	《施策ア》文化財の防災対策の推進 《施策イ》地域コミュニティの充実強化【再掲】
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	《施策ア》被災者の生活再建支援 《施策イ》地籍調査の推進と計画的な土地利用【再掲】

(別紙2) 脆弱性評価の結果

(事前に備えるべき目標)

① 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

施策 1-1-ア 建物等の耐震化・安全化

・旧耐震基準建物などの耐震化を更に促進させる必要があります。また、建物内の家具・設備等の転倒・落下防止措置等の安全化を進める必要があります。

施策 1-1-イ 大規模地震等に対する地域の安全化

・安全な避難、救助部隊等の円滑な移動・活動のため、倒壊物による道路閉塞の防止処置等の道路環境の整備及び道路閉塞時の迅速な啓開復旧態勢の構築を進める必要があります。

施策 1-1-ウ 災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備

・消防を中心として、消防団・水防団、地域自主防災組織等の公助・共助による迅速かつ的確な要救助者の救助・救護態勢の強化を図るとともに緊急消防援助隊等の的確な受援体制を確立する必要があります。

施策 1-1-エ 市災害対策本部体制の整備・強化

・各種災害対応業務等を円滑に進めるため、活動基盤となる各施設等の整備、計画類の見直し及び効果的な訓練の実施等により災害対策本部が有機的に活動できる能力・体制(態勢)を整備する必要があります。

施策 1-1-オ 地域防災力の向上

・公共助の中心的存在としての自治会、自主防災組織等の体制(態勢)を整備・充実する必要があります。

施策 1-1-カ 市民の防災知識・意識の向上

・災害対応の基盤となる市民一人一人の防災意識・災害対応能力を向上する必要があります。

施策 1-1-キ 学校・保育所等の防災対策

・市立学校や保育所等の施設について、防災機能の強化を進めるとともに、児童・生徒等の防災意識・災害対応能力の向上を図る必要があります。また、通学路の整備を進める必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

施策 1-2-ア 建物の防火性の向上

- ・ 消火困難地域等の建物について、防火性の向上を図る必要があります。また、建物、各種施設の定期的な点検や防火・消火設備、住宅用火災警報器等を適切に維持管理する必要があります。

施策 1-2-イ 火災に対する地域の安全化

- ・ 建物の密集等による消火困難地域の解消を図るとともに、都市の機能として防火帯の役割を備えた道路や広域避難場所適地としての公園等の整備などの必要があります。

施策 1-2-ウ 市消防体制の強化

- ・ 火災発生時における 119 番要請に対し、的確な部隊選別と迅速な指令、出場及び消火活動により、被害を最小限に抑えることができるよう、市消防及び消防団の連携協力体制を強化、確立する必要があります。

施策 1-2-エ 市災害対策本部体制の整備・強化

- ・ 【施策 1-1-エ再掲】

施策 1-2-オ 地域防災力の向上

- ・ 【施策 1-1-オ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

施策 1-3-ア 津波防災施設等の整備

- ・ 津波から市民の生命・財産等を守るための防災・減災施設の整備が必要です。また、警報等を迅速に地域に伝達する手段を構築する必要があります。

施策 1-3-イ 災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備

- ・ 【施策 1-1-ウ再掲】

施策 1-3-ウ 市災害対策本部体制の整備・強化

- ・ 【施策 1-1-エ再掲】

施策 1-3-エ 市民の防災知識・意識の向上

・【施策 1-1-カ再掲】

施策 1-3-オ 海岸利用者に対する周知等

- ・一時的な海岸利用者に対しても津波発生の危険性や発生時の避難行動について周知をする必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施策 1-4-ア 総合的な浸水対策の推進

- ・公助と自助によるハード・ソフト対策の特徴と効果を考慮した上で、浸水対策を推進する必要があります。

施策 1-4-イ 河川の整備

- ・本市が管理する河川については、河川の流下能力の検証を進める必要があります。また、国や県が管理する河川は、管理者へ整備促進について働きかけを行う必要があります。

施策 1-4-ウ 被害想定区域の建物等への対策

- ・浸水想定区域内の建物の所有者・管理者が浸水等リスクを知ったうえで、リスクに応じた対策を講じることができるようにする必要があります。

施策 1-4-エ 災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備

- ・【施策 1-1-ウ再掲】

施策 1-4-オ 市災害対策本部体制の整備・強化

- ・【施策 1-1-エ再掲】

施策 1-4-カ 地域防災力の向上

- ・【施策 1-1-オ再掲】

施策 1-4-キ 市民の防災知識・意識の向上

- ・【施策 1-1-カ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-5 住家等の近傍における大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策 1-5-ア 急傾斜地等における砂防事業の推進

- ・急傾斜地等に対して予防策を実施し、がけ崩れ等の発生や発生した際の被害等の抑制を図

る必要があります。

施策 1-5-イ 警戒区域等の建物等への対策

- ・土砂災害警戒区域等内の建物の所有者・管理者が土砂災害リスク、関係法令等による規制などを知ったうえで、必要な対策を講じることができるようにする必要があります。

施策 1-5-ウ 災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備

- ・【施策 1-1-ウ再掲】

施策 1-5-エ 市災害対策本部体制の整備・強化

- ・【施策 1-1-エ再掲】

施策 1-5-オ 地域防災力の向上

- ・【施策 1-1-オ再掲】

施策 1-5-カ 市民の防災知識・意識の向上

- ・【施策 1-1-カ再掲】

(事前に備えるべき目標)

- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止

施策 2-1-ア ライフラインの耐力強化

- ・必要物資の供給確保のため緊急輸送路等の通行空間の確保や関係施設を強化するとともに、迂回ルートなどを整備してライフラインの途絶を防止する必要があります。

施策 2-1-イ 生活必需品の備蓄・調達

- ・ライフラインの途絶に備えて、避難生活に必要な食料・燃料等は最低限備蓄するとともに、県や協定業者等と連携して災害時必要物資を調達できる体制(態勢)を備える必要があります。

施策 2-1-ウ 一般家庭の災害耐力の向上

- ・公助に加えて、各家庭においてもそれぞれの状況に応じた防災備蓄、機器等を可能な範囲で準備して災害に備えるよう啓発する必要があります。

施策 2-1-エ ライフライン情報の適時の入手・広報

- ・市の災害対応業務実施に必要なライフラインに関する情報を適宜入手するとともに、被災市民の不安を軽減し適切な災害対応行動を促すためにライフライン情報を適宜広報できる態勢を整備する必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-2 消防、警察、自衛隊、海保等の被災・来着の遅延による救助・救援活動等の絶対的不足

施策 2-2-ア 減災施策の推進

- ・災害時に要救助者・負傷者を抑制する必要があります。また、市域内での救助部隊の活動を円滑・効率的にするとともに、広域応援部隊等の移動・来着を遅延させないよう取り組む必要があります。

施策 2-2-イ 災害に備えた捜索・救出・救護体制の整備

- ・【施策 1-1-ウ再掲】

施策 2-2-ウ 市災害対策本部体制の整備・強化

- ・【施策 1-1-エ再掲】

施策 2-2-エ 地域防災力の向上

- ・【施策 1-1-オ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-3 市の対応力を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策 2-3-ア 帰宅困難者関連施設の確保

- ・公共交通機関の再開までの間に、市内に滞留する帰宅困難者の安全を確保し、徒歩帰宅を希望する人に対する支援施設を確保する必要があります。

施策 2-3-イ 帰宅困難者の抑制、行動のコントロール

- ・想定帰宅困難者の大半を占める市外からの通勤・通学者を帰宅困難者としなため、その所属する企業・学校等に対し、自施設で待機させることなどの協力を求める必要があります。また、発生した帰宅困難者が使用する施設などを周知する必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-4 医療施設・関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

施策 2-4-ア 災害時医療体制の整備

- ・災害現場近くでの臨時救護所から災害拠点病院である市民病院を含め、市内医療機関の連携を調整し、災害時も医療を継続する態勢を整える必要があります。

施策 2-4-イ 広域応援等の確保

- ・市内の医療資源が不足する場合に備えて、県や日本赤十字社などと連携して広域医療応援チームの受入や市外からの医薬品等必要物資の調達態勢などを整える必要があります。

施策 2-4-ウ 減災施策の推進

- ・【施策 2-2-ア再掲】

施策 2-4-エ 建物等の耐震化・安全化

- ・【施策 1-1-ア再掲】

施策 2-4-オ 大規模地震等に対する地域の安全化

- ・【施策 1-1-イ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による疾病・感染症等の大規模発生

施策 2-5-ア 被災地の防疫・衛生管理態勢の整備

- ・発災直後から地域に対する消毒等の防疫処置や被災市民の衛生処置を適切に実施する態勢を整える必要があります。

施策 2-5-イ 災害時医療体制の整備

- ・【施策 2-4-ア再掲】

施策 2-5-ウ 避難者の健康管理等

- ・被災者に対する炊き出し等の生活支援のほか、心身の健康維持を支援する専門職等を必要に応じて派遣できる態勢を整える必要があります。

(事前に備えるべき目標)

③ 必要不可欠な行政機能を確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

施策 3-1-ア 地域コミュニティの充実強化

- ・災害時の共助を有効に発揮するため、平時から地域団体の連携を促進させる必要があります。

施策 3-1-イ 地域防災力の向上

- ・【施策 1-1-オ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

3-2 市職員・公共施設の被災による市行政機能の大幅な低下

施策 3-2-ア 公共施設の防災機能の強化

- ・災害による職員の負傷等を防ぐとともに、事後の各種業務を実施する基盤を確保するため、各庁舎や公共施設の安全化・防災機能強化を図る必要があります。

施策 3-2-イ 非常時業務体制の整備

- ・災害による混乱の中でも災害対応業務の他、平時の業務に優先順位をつける等して、できる限りの業務を実施する必要があります。そのため、市役所の各部局はBCP等の計画、非常時の業務マニュアル等を定め、市外からの応援職員等と共に業務を遂行する体制(態勢)を整えておく必要があります。

施策 3-2-ウ 市災害対策本部体制の整備・強化

- ・【施策 1-1-エ再掲】

(事前に備えるべき目標)

④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

施策 4-1-ア 災害用通信体制の整備

- ・公共通信のアクセス集中等により通信制限が発生しても使用可能な独自の通信網を整備する必要があります。

施策 4-1-イ 公共施設の防災機能の強化

・【施策 3-2-ア再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

施策 4-2-ア インターネット等を活用した情報発信体制の整備・周知

・地上波放送を補完して市民が災害情報にアクセスできる手段について検討し、市民へ周知する必要があります。

施策 4-2-イ 災害用通信体制の整備

・【施策 4-1-ア再掲】

(事前に備えるべき目標)

⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

施策 5-1-ア 事業者の防災対策の促進

・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるよう支援をしていく必要があります。

施策 5-1-イ 被災した中小企業等への経営支援

・大規模災害で被災した中小企業等の早期復旧と経営の安定化を図る必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-2 エネルギー供給停止による市民生活・企業活動の維持への甚大な影響

施策 5-2-ア エネルギー供給事業者等との連携強化

・電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避する必要があります。

施策 5-2-イ 事業者の防災対策の促進

・【施策 5-1-ア再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-3 緊急輸送道路の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

施策 5-3-ア 建物等の耐震化・安全化

・【施策 1-1-ア再掲】

施策 5-3-イ 大規模地震等に対する地域の安全化

- ・【施策 1-1-イ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-4 食料等の安定供給の停滞

施策 5-4-ア 農業の生産基盤や生産体制の強化

- ・災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から生産体制を整備する必要があります。

施策 5-4-イ 漁港施設の整備

- ・平塚漁港の施設を整備して、漁業活動の継続や安全性を向上させる必要があります。

施策 5-4-ウ 生活必需品の備蓄・調達

- ・【施策 2-1-イ再掲】

(事前に備えるべき目標)

- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-1 電力供給ネットワーク (発電電所、送配電設備) や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

施策 6-1-ア 事業者の防災対策の促進

- ・【施策 5-1-ア再掲】

施策 6-1-イ エネルギー供給事業者等との連携強化

- ・【施策 5-2-ア再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

施策 6-2-ア 給水活動に必要な資機材の整備

- ・水道水の長期間にわたる停止に備え、配水池等からの搬送を実施できる体制を整備する必要があります。

施策 6-2-イ エネルギー供給事業者等との連携強化

- ・【施策 5-2-ア再掲】

施策 6-2-ウ 生活必需品の備蓄・調達

- ・【施策 2-1-イ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

施策 6-3-ア 汚水処理施設等の耐震化等の推進

- ・道路下の下水道管理施設をはじめ、施設の耐震化・耐水化は途上にあることから、地方公営企業として財政状況を勘案しながら、着実に進める必要があります。また、公共下水道や農業集落排水の区域外においては、浄化槽の設置等を進める必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる分断

施策 6-4-ア 建物等の耐震化・安全化

- ・【施策 1-1-ア再掲】

施策 6-4-イ 大規模地震等に対する地域の安全化

- ・【施策 1-1-イ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

施策 6-5-ア 津波防災施設等の整備

- ・【施策 1-3-ア再掲】

施策 6-5-イ 漁港施設の整備

- ・【施策 5-4-イ再掲】

施策 6-5-ウ 河川の整備

- ・【施策 1-4-イ再掲】

(事前に備えるべき目標)

⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-1 地震に伴う住宅密集地域での大規模火災等の発生による多数の死傷者の発生

施策 7-1-ア 建物等の耐震化・安全化

- ・【施策 1-1-ア再掲】

施策 7-1-イ 建物の防火性の向上

- ・【施策 1-2-ア再掲】

施策 7-1-ウ 火災に対する地域の安全化

- ・【施策 1-2-イ再掲】

施策 7-1-エ 市消防体制の強化

- ・【施策 1-2-ウ再掲】

施策 7-1-オ 市災害対策本部体制の整備・強化

- ・【施策 1-1-エ再掲】

施策 7-1-カ 地域防災力の向上

- ・【施策 1-1-オ再掲】

施策 7-1-キ 応急危険度判定等の体制の整備

- ・県及び市内市町村と連携して、応急危険度判定士、判定コーディネーター及び被災地危険度判定士を養成し、判定活動の体制を整備する必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、アンダーパスの冠水や橋りょうの損傷等による交通麻痺

施策 7-2-ア 道路・橋りょう等復旧体制の整備

- ・道路等の損傷が発生した場合でも速やかに復旧できる体制を整備する必要があります。

施策 7-2-イ 建物等の耐震化・安全化

- ・【施策 1-1-ア再掲】

施策 7-2-ウ 大規模地震等に対する地域の安全化

・【施策 1-1-イ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生

施策 7-3-ア 既設施設等の管理・整備

- ・既存の施設等を適切に管理して、地震等の際の施設の損壊による二次災害の発生を抑制する必要があります。また、国や県が管理する河川の堤防等の防災インフラについては、河川管理者へ河川の点検、補修・強化等の整備を要望する必要があります。

施策 7-3-イ 二次災害の危険性に関する市民啓発

- ・ため池ハザードマップを作成する等して、二次災害を含めた災害の危険性・対応について市民に周知する必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

施策 7-4-ア 有害物質等の確実な管理及び指導

- ・災害により環境中に拡散、流出すると健康被害などが発生する可能性がある化学物質を使用、保管している事業者の情報を平時から把握しておく必要があります。併せて、実際に災害等により環境中に排出された際に、被害が最小限となるような設備的な対策、応急措置の実施について、化学物質使用事業所に周知啓発を行う必要があります。また、危険物施設については、取扱物質の性格上、周囲に及ぼす影響が大きいことから、災害防止策の強化を図る必要があります。

施策 7-4-イ アスベスト飛散防止の取組

- ・アスベストの飛散を防止するため、使用の可能性のある建物の所有者等に対し関連法令等を周知して管理意識を涵養する必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-5 農業生産基盤の被災

施策 7-5-ア 農業生産基盤の早期復旧

- ・災害により被害を受けた農業生産基盤の早期復旧・復旧支援体制を整備する必要があります。

(事前に備えるべき目標)

⑧ 社会・経済が迅速かつ被災前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

施策 8-1-ア 災害廃棄物の処理体制の整備

- ・大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を必要に応じて改訂し、処理の実効性向上に努めるとともに、平時から災害廃棄物の処理体制を整備する必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの策定の遅れにより復興できなくなる事態

施策 8-2-ア 広域応援職員や災害ボランティア等の受入体制の確立

- ・大規模災害時には、市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下が予想されることから、国・県・他自治体からの支援や災害ボランティアを円滑に受けるための体制を整備しておく必要があります。

施策 8-2-イ 地籍調査の推進と計画的な土地利用

- ・土地境界の明確化を推進し、円滑な復興の着手に繋げる必要があります。また、平時から無秩序な市街化を抑制し、密集市街地については土地区画整理事業等により都市基盤の整備を推進する必要があります。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-3 広域地盤沈下等を原因とした広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

施策 8-3-ア 浸水被害長期化の抑制

- ・流域全体で治水対策を進めるとともに、関係機関の活動の円滑化・迅速化を図る必要があります。また、平時から地盤沈下や液状化に対する取組を継続する必要があります。

施策 8-3-イ 地籍調査の推進

- ・災害による地域の形状変化に対応できるよう地籍調査を推進する必要があります。

施策 8-3-ウ 河川の整備

- ・【施策 1-4-イ再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-4 歴史的文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策 8-4-ア 文化財の防災対策の推進

- ・文化財に対する市民の防火・防災意識を高め、市民の貴重な財産を災害から守る必要があります。

施策 8-4-イ 地域コミュニティの充実強化

- ・【施策 3-1-ア再掲】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策 8-5-ア 被災者の生活再建支援

- ・大規模災害時においても罹災証明書発行業務や各種支援を迅速かつ的確に行う必要があります。

施策 8-5-イ 地籍調査の推進と計画的な土地利用

- ・【施策 8-2-イ再掲】

平塚市国土強靱化地域計画

編集・発行 平塚市 市長室 災害対策課

企画政策部 企画政策課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111 (代表)